

1. 任意の意見公募手続き(パブリックコメント)の結果

意見募集期間:平成30年3月14日～26日

	意見(概要)	意見数	対応案
第2章 保存等	○ 特定歴史公文書等は約10年を基準に不要なものは廃棄すべき。	3	○ 現行の特定歴史公文書等の保存等に関する制度そのものを変更するものではない。
	○ 国立公文書館等は、歴史公文書等を受動的に収集するだけでなく、強制的に文書を収集する権限も持たせることを検討すべき。		○ 現行の行政文書(法人文書)管理、国立公文書館等への移管、国立公文書館等の役割等に関する制度そのものを変更するものではない。
	○ 特定歴史公文書等の保存に関して、大規模磁気嵐等、大規模災害等を想定したものとすべき。		○ 通常下の保存環境等を記載したものであって、大規模自然災害、人災、戦乱その他全てを包含することを考慮した記載とはしていない。
総論	○ 外交史料館はコストがかかるので廃止し、国立公文書館は「博物館及び図書館」に贈与・統合すべき。	2	○ 現行の国立公文書館等に関する制度そのものを変更するものではない。
	○ 特定歴史公文書等を長期保存するとコストがかかるので、その必要性がない。		○ 現行の特定歴史公文書等の保存等に関する制度そのものを変更するものではない。

※ 上記以外の意見数(他の項目との重複を含む。)
 その他(ガイドライン改正案に関係のないもの) 22件
 意見総数 27件

⇒ 意見を検討した結果、意見を反映した修正はないものとする。(意見公募の詳細は別添参照)

2. ガイドライン改正案について

- ・誤字・脱字等による形式的な微修正を行ったガイドライン最終改正案は資料2のとおり
- ・公文書管理委員会の御了承後、所要の手続きを経てガイドラインを改正